

# 介護老人福祉施設 従来型利用契約書

1. 介護老人福祉施設従来型利用契約書
2. 重要事項説明書

社会福祉法人 恵洋会  
特別養護老人ホーム長柄園従来型  
【事業者番号 1277000145】

# 介護老人福祉施設従来型利用契約書

(以下「入所者」という。)と特別養護老人ホーム長柄園従来型(以下「施設」という。)は、施設が利入所者に対して行う介護福祉施設サービスについて、次のとおり契約を締結します。

## 第1条 (契約の目的)

施設は、入所者に対し、介護保険法令の趣旨に従い、日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等を使用させるとともに、第3条及び第4条に定める介護福祉施設サービスを提供します。

2 施設が入所者に対して実施する介護福祉施設サービスの内容(ケアプランを含む)(以下「施設サービス計画」という。)は、別紙『サービス計画書』に定めるとおりとします。

## 第2条 (施設サービス計画の決定・変更)

施設は、介護支援専門員に第1条第2項に定める施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとします。

2 施設サービス計画は、計画担当介護支援専門員が施設サービス計画について、入所者及びその家族等に対して説明し、同意を得た上で決定します。

3 施設サービス計画は、12ヶ月毎又は状態の変化により見直しを行い作成するものとします。

4 施設は、入所者及びその家族より施設サービス計画について変更の要請を受けた場合には、入所者及びその家族等と協議して、変更するものとします。

5 施設は、施設サービス計画を変更した場合には、入所者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

## 第3条 (介護保険の給付対象のサービス)

施設は、介護保険給付対象サービスとして、入所者に対して、入浴、排せつ、食事等の介護、相談等の精神的ケア、社会生活上の便宜、日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を提供するものとします。

## 第4条 (介護保険の給付対象外のサービス)

施設は、介護保険給付対象外サービスとして、以下のサービスを提供するものとします。

- ① 食事の提供
- ② 居住の提供
- ③ 特別な食事の提供
- ④ 理容サービス
- ⑤ 貴重品管理
- ⑥ 教養娯楽設備等の提供あるいはレクリエーション、行事

## 第5条 (入所者への説明)

施設は、本契約に基づいて代理人に対して行うのと同様の内容の説明を入所者に対しても行うよう努めるものとします。

2 代理人は、本契約に基づいて生活相談員等から行われる説明及び報告等について、入所者の家族等へ説明を行うよう努めるものとします。

## 第6条 (サービス利用料金の支払い)

入所者は、第3条及び第4条に定めるサービスを受け、【重要事項説明書】に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を支払うものとします。

2 前項の他、入所者の日常生活上必要となる諸費用実費(おむつ代を除く)を施設に支払うものとします。

3 代理人は、第1項及び第2項の料金について1ヶ月ごとに計算し、これを翌月末日までに施設の請求により支払うものとします。

4 1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料は、利用日数に基づいて計算した金額とします。

5 施設は当月の利用料の請求に明細を付して、翌月10日前後に入所者に請求をいたします。

お支払い方法は、下記の中よりお選び下さい。

- ① 当施設指定の金融機関への振込
- ② 当施設指定の金融機関への口座振替（但し、口座振替が開始されるまでの期間は振込による支払で対応する）

施設は、入所者からの料金の支払いを受けたときは、入所者に対し領収証を発行します。

## 第7条（利用料金の変更）

入所者の要介護状態の区分に変更があった場合は、【重要事項説明書】に記載する該当する料金に変更することとします。

- 2 第4条及び第5条に定めるサービス利用料金については、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は利用者に対して、変更を行う日の30日前までに説明をしたうえで、当該サービス利用料金を、相当な額に変更する事ができます。
- 3 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、契約を解約することができます。

## 第8条（施設及びサービス従事者の義務）

施設及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、入所者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。

- 2 施設は入所者の体調・健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携し、入所者からの聴取・確認の上でサービスを実施するものとします。
- 3 施設は、非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、非常災害に備えるため、入所者に対して、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとします。
- 4 施設及びサービス従事者は、入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為を行わないものとします。
- 5 施設は、入所者の要介護認定更新の申請の援助を行うものとします。
- 6 施設は、入所者に対する介護福祉施設サービスの提供について記録を作成し、それを2年間保管し、入所者もしくはその代理人の請求に応じて事務室にてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。

## 第9条（守秘義務・個人情報の保護）

施設、サービス従事者または従業員は、指定介護老人福祉施設サービスを提供する上で知り得た入所者又はその代理人等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。

- 2 施設は、その従事者が退職後、在職中に知り得た入所者または入所者の家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じます。
- 3 施設は、入所者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に入所者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- 4 入所者は、居宅介護支援施設やサービス担当者会議等必要な機関に対し、施設が必要と認めた情報提供については、本契約締結時に同意したものとします。また、第18条に定める入所者の円滑な退所のための援助を行う場合に、入所者に関する情報を用いることについても同意するものとします。

## 第10条（入所者の施設利用上の注意義務等）

入所者は、居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。

- 2 代理人は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、入所者及びサービス従事者が入所者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることを認めるものとします。但し、その場合、施設は入所者のプライバシー等の保護について、十分な配慮をするものとします。
- 3 代理人は、施設・設備について、故意又は重大な過失により滅失・破損・汚損した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。
- 4 入所者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、利用者及びその家族等と施設との協議により、居室又は共用施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

## 第11条（入所者の禁止行為）

入所者は施設内で次の各号に該当する行為をすることは許されません

- ① サービス従事者又は他の入所者に対し、ハラスメントその他の迷惑行為、宗教活動、政治活動、営利活動を行うこと。
- ② その他決められた以外の物の持ち込み。

## 第 12 条（損害賠償責任）

施設は、契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により代理人又は入所者に生じた損害について賠償する責任を負います。第 9 条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。

但し、代理人又は入所者に落ち度が認められる場合や、入所者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合などには、損害賠償責任を減じることができるものとします。

## 第 13 条（損害賠償がなされない場合）

施設は、自己の責に帰すべき事由がない限り、責任賠償を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、施設は損害賠償責任を免れます（ただし、以下の各号はあくまで例示になります）

- ① 代理人が、契約締結時に入所者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合。
- ② 代理人が、入所者へのサービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合。
- ③ 入所者の急激な体調の変化等、施設の実施したサービスを原因としない事由に起因して損害が発生した場合。
- ④ 代理人及び入所者が、施設もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為に起因して損害が発生した場合。

## 第 14 条（事業者の責任によらない理由によるサービスの実施不能）

事業者は、契約の有効期間中、地震・水害等の天災その他自己の責に帰すべからざる理由によりサービスの実施ができなくなった場合には、利用者に対して当該サービスを提供すべき義務を負いません。

2 前項の場合に、事業者は、利用者に対して、既に実施したサービスについては所定のサービス利用料金の支払いを請求できるものとします。その際、1 ヶ月に満たない期間のサービス利用料金の支払いについては第 6 条第 4 項の規定を準用します。

## 第 15 条（契約の終了事由）

入所者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、契約に定めるところに従い、施設が提供するサービスを利用することができるものとします。

- ① 要介護認定により入所者の心身の状況が自立（非該当）又は要支援と判定された場合。
- ② 施設が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合
- ③ 施設の滅失や重大な破損により、サービスの提供が不可能になった場合
- ④ 施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑤ 第 15 条から第 17 条に基づき契約が解約又は解除された場合
- ⑥ 入所者が死亡した場合

## 第 16 条（代理人からの中途解約等）

代理人は、契約の有効期間中、契約を解約することができます。この場合には、代理人は契約終了を希望する日の 7 日前までに施設に通知するものとします。

- 2 代理人は、第 7 条第 3 項の場合及び入所者が入院した場合には、本契約を即時に解約することができます。
- 3 代理人が第 1 項の通知を行わずに、入所者が居室から退去した場合には、施設は代理人の解約の意思を確認するものとします。
- 4 前項において、代理人が解約の意思を表明した場合、その意思を表した日をもって、本契約は解約されたものとします。
- 5 第 6 条第 4 項の規定は、本条に準用されます。

## 第 17 条 (代理人からの契約解除)

代理人は、施設もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

- ① 施設もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める指定介護老人福祉施設サービスを実施しない場合。
- ② 施設もしくはサービス従事者が第 9 条に定める守秘義務に違反した場合
- ③ 施設もしくはサービス従事者が故意又は過失により契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ④ 他の入所者が入所者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、施設が適切な対応をとらない場合

## 第 18 条 (施設からの契約解除)

施設は、代理人又は入所者が以下の事項に該当する場合には、契約を解除することができます。

- ① 代理人が、契約締結時に入所者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、その結果契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② 代理人による、第 6 条第 1 項及び第 2 項に定めるサービス利用料金の支払いが正当な理由なく 3 ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ 入所者が、故意又は重大な過失により施設又はサービス従事者もしくは他の入所者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ 入所者が連続して 3 ヶ月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- ⑤ 入所者が介護保険施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

## 第 19 条 (契約の終了に伴う援助)

本契約が終了し、入所者が施設を退所する場合には、前条の場合を除き、代理人の希望により、施設は入所者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助を代理人に対して速やかに行うものとします。

- ① 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
  - ② 居宅介護支援事業者の紹介
  - ③ その他保険医療サービスまたは福祉サービスの提供者の紹介
- 2 前条の規定により契約が介助され、入所者が施設を退所する場合には、代理人の希望により、施設は、入所者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な前項第 1 号から第 3 号に定める援助を代理人に対して速やかに行うよう努めるものとします。

## 第 20 条 (入所者の入院に係る取り扱い)

入所者が病院又は診療所に入院した場合、3 ヶ月以内に退院すれば、退院後も再び施設に入所できるものとします。

- 2 前項における入院期間中において、代理人は別に定める料金体系に基づいた所定のサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分(自己負担分)を施設に支払うものとします。
- 3 第 17 条第 4 号による施設からの契約の解除があった場合であっても、入所者が概ね 3 ヶ月以内に退院すれば、退院後も再び施設に優先的に入所できるよう努めるものとします。また、施設が満室の場合でも短期入所生活介護等を優先的に利用できるよう努めるものとします。

## 第 21 条 (残置物の引取等)

施設は、本契約が終了した後、入所者の残置物(高価品を除く)がある場合には、代理人にその旨連絡するものとします。

- 2 代理人は、前項の連絡を受けた後 2 週間以内に残置物を引き取るものとします。但し、代理人は、特段の事情がある場合には、前項の連絡を受けた後、速やかに施設にその旨連絡するものとします。
- 3 施設は、前項但し書の場合を除いて、代理人が引き取りに必要な相当な期間が過ぎても残置物を引き取る義務を履行しない場合には、当該残置物を代理人に引き渡すものとします。但し、その引き渡しに係

る費用は代理人の負担とします。

## 第 22 条 (連帯保証人)

代理人は、入所者の本契約に起因する債務に関する連帯保証人としての義務を負うものとし、入所者と連帯して、本契約から生じる入所者の債務を負担するものとします。

2 前項の連帯保証人の負担は、極度額 50 万円を限度とします。

3 代理人が負担する債務の元本は、入所者又は代理人が死亡したときに、確定するものとします。

4 代理人の請求があったときは、施設は、代理人に対し、遅滞なく、利用料等の支払い状況や延滞金の額、損害賠償の額等、入所者のすべての債務の額等に関する情報を提供しなければなりません。

## 第 23 条 (一時外泊)

入所者は、施設の同意を得た上で、外泊することができるものとします。この場合、入所者は施設に外泊届を届け出るものとします。

2 前項に定める外泊期間中において、入所者は別に定める料金を施設に支払うものとします。

## 第 24 条 (苦情処理)

施設は、入所者からの相談・苦情等に対応する窓口を設置し、施設の設備又はサービスに関する入所者の要望・苦情等に対し、迅速に対応します。

## 第 25 条 (協議事項)

契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、施設は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、入所者と誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書 2 通を作成し、入所者、施設が記名捺印のうえ、各 1 通を保有するものとします。

令和 年 月 日

施設	施設名	特別養護老人ホーム 長柄園従来型
	住所	千葉県長生郡長柄町徳増字宿 659 番地 1
	代表者氏名	社会福祉法人 恵洋会
		理事長 山本 宗大 印

入所者 住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_ 印

代理人 住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_ 印

# 介護老人福祉施設従来型重要事項説明書

(令和7年4月1日現在)

## 1. 特別養護老人ホーム長柄園従来型の概要

### (1) 施設経営法人

法人の名称	社会福祉法人 恵洋会
法人の所在地	千葉県長生郡睦沢町川島 1458-1
電話番号	0475-44-2525
代表者名	理事長 山本 宗大
設立年月	平成7年11月6日

### (2) 施設の名称・所在地等

施設の種類	指定介護老人福祉施設 平成31年4月1日指定 千葉県1277000145号
施設の名称	特別養護老人ホーム 長柄園従来型
施設の所在地	千葉県長生郡長柄町徳増字宿 659 番地 1
電話番号	0475-36-3377
施設長	今関 勇太
開設年月	平成31年4月1日
入所定員	30名

### (3) 施設及び設備等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。

居室・設備の種類	多床室	静養室	1室
2人室	1室	医務室	1室
4人室	7室	食堂	1室
浴室	機械浴	面談室	1室

○居室の変更：入所者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。又、入所者の心身の状況により居室を変更する場合があります。

### (4) 施設の職員体制

	資格	常勤	非常勤	業務内容
施設長	社会福祉士	1名		施設管理全般
医師	医師		1名	医療全般
生活相談員	介護福祉士	1名		利用者の生活相談
栄養士	栄養士	1名		栄養管理
機能訓練指導員	あん摩・マッサージ指圧師		1名	機能訓練指導
介護支援専門員	介護支援専門員	1名		施設サービス計画
看護・介護	准看護師	1名以上		健康相談
	介護	10名以上		生活全般の介護

## 2. サービス内容

### (1) 基本サービス

#### ①施設サービス計画の作成

#### ②居宅

#### ③食事

- ・ 栄養士の立てる献立表により、栄養並びに入所者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供いたします。

朝食 8時00分 昼食 12時00分 夕食 18時00分

#### ④入浴

- ・ 週に2回実施します。寝たきりの方は機械浴槽を使用して入浴いただけます。
- ・ 状態に応じ、特別浴又は清拭となる場合があります。

#### ⑤介護

- ・ 施設サービス計画に沿って、適切な介護を行います。

#### ⑥機能訓練

- ・ 日常生活動作の維持又は向上を日頃の生活の中で実施します。

#### ⑦生活相談

- ・ 生活相談員又は介護支援専門員に生活に関する相談ができます。

#### ⑧健康管理

- ・ 医師や看護職員が健康管理を行います。
- ・ 週に1回診察室にて診療を受けることができます。
- ・ 年に1回健康診断を実施します。

### (2) その他のサービス

#### ①理容

- ・ 月に1回有償ボランティアによる理容サービスをご利用いただけます。

#### ② 特別な食事の提供

- ・ 外食ツアー等にご参加いただけます。

## 3. 利用料金（1割、2割、3割は、介護保険負担割合証に記載）

### (1) 介護給付によるサービス

	1日の利用料金	介護保険適用時の1日の自己負担額		
		1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	5,890円	589円	1,178円	1,767円
要介護2	6,590円	659円	1,318円	1,977円
要介護3	7,320円	732円	1,464円	2,196円
要介護4	8,020円	802円	1,604円	2,406円
要介護5	8,710円	871円	1,742円	2,613円
日常生活継続支援加算（I）	360円	36円	72円	108円
看護体制加算（I）及び（II）	190円	19円	38円	57円
夜勤職員配置加算 I（イ）	220円	22円	44円	66円
介護職員処遇改善加算 I	（基本サービス費＋その他介護給付サービス加算）×24.5%			

### (3) その他介護給付サービス加算

加算	介護給付額 100%	1割負担	2割負担	3割負担
初期加算	300円/日	30円/日	60円/日	90円/日
安全対策体制加算（入所時に1回）	200円/回	20円/回	40円/回	60円/回
入院外泊時加算	2,460円/日	246円/日	492円/日	738円/日
療養食加算（1日に3回を限度）	60円/回	6円/回	12円/回	18円/回



- 初期加算・・・入所者が新規に入所及び1ヶ月以上の入院後、再び入所した場合、30日間加算
- 安全対策体制加算・・・外部研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制を整備している場合に加算。
- 入院外泊時加算・・・入所者が入院及び外泊した場合6日を限度として加算。  
(但し、入院・外泊の初日及び末日のご負担はありません。)
- 療養食加算・・・医師の指示に基づく療養食を提供した場合に加算。
- ※ 介護報酬は、1単位10円を基本としていますが、地域間に存在する格差を勘案し、1単位の単価に差を設けるための区分として地域区分が設定されます。地域区分は、地域別、サービス別に分けられます。事業者の設置される地域及び区分は、次の通りです。  
長柄町…地域区分(7級地) 地域単価(10.14)で1単位を算出します。

(3) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

① 食事の提供に要する費用(食材料費及び調理費)

入所者に提供する食事の材料費及び調理費にかかる費用です。実費相当額の範囲内にて負担していただきます。但し、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方につきましては、その認定証に記載された食費の金額(1日当たり)のご負担となります。

利用者負担段階	通常 (第4段階)	介護保険負担限度額認定証に記載されている額 基準費用額 1日当たり 1,445円			
		第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
食事の提供に 要する費用	1日 1,650円	1日 300円	1日 390円	1日 650円	1日 1,360円

② 居住に要する費用(光熱水費)

この施設及び設備を利用し滞在されるにあたり、光熱水費相当額をご負担していただきます。但し、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方については、その認定証に記載された滞在費(居住費)の金額(1日当たり)のご負担となります。また、外泊・入院等で居室を開けておく場合は別に定めた料金がかかります。

利用者負担段階	通常 (第4段階)	介護保険負担限度額認定証に記載されている額 基準費用額 1日当たり 915円			
		第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
多床室 (2人・4人室)	1日 915円	1日 0円	1日 430円	1日 430円	1日 430円

※ 外泊・入院等で居室を開けておく場合(1日あたり)

外泊・入院等日数	初日～6日目	7日目以降
多床室 (2人・4人室)	負担段階に応じた額	一律 915円

① 特別な食事の提供に要する費用(療養食等)

医師の発行する食事せんに基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、高脂血症食、痛風食及び特別な場合の検査食。

② 立替払の利用

日常生活における支払い処理に関しては、立替払管理規定に基づく立替払サービスをご利用頂けます。施設にて立て替えた費用については、翌月以降に請求する施設の利用料と一緒に一括して請求します。尚、立替払サービスは行わないこともできます。

立替払を利用する場合は、立替払管理費として月額1,000円お支払いいただきます。

詳細は、立替払取扱規程に準じます。

(4) その他のサービス料金

① 理容

実費相当額で有償ボランティアによる理容サービスをご利用できます。

- ②特別な食事の提供に要する費用  
実費相当をいただきます。

(5) お支払方法

毎月 10 日前後に前月分の請求をいたします。お支払いいただきますと、領収証を発行します。  
お支払い方法は、下記の中よりお選び下さい。

- ①当施設指定の金融機関への振込  
②当施設指定の金融機関への口座振替(但し、口座振替が開始されるまでの期間は口座振替による  
支払いで対応する)

4. 入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、利用者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受ける  
ことができます。(但し下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。ま  
た、下記医療機関での診療・入院治療を義務付けるものでもありません)

①協力医療機関

医療機関の名称	山之内病院
所在地	千葉県茂原市町保 3 番地
電話番号	0475-25-1131

医療機関の名称	菅原病院
所在地	千葉県茂原市高師 2-2-1
電話番号	0475-25-1171

②協力歯科医療機関

医療機関の名称	フラワーデンタルクリニック
所在地	千葉県長生郡一宮町一宮 3 1 0 8
電話番号	0475-42-3406

5. 退所について (契約の終了について)

以下の場合、契約は自動的に終了します。

- ①介護保険認定区分が、自立(非該当)又は要支援となった場合  
②施設が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合  
③施設の滅失や重大な破損により、サービスの提供が不可能になった場合  
④施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合  
⑤その他、入所者がサービス利用料金の支払いを 3 ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもか  
かわらず、10 日以内に支払わない場合。又、入所者が当施設や当施設の従業者に対して本契約を継  
続し難いほどの背信行為を行った場合は、退所していただく場合がございます。この場合、契約終了  
15 日までに文書で通知いたします。  
⑥入所者が死亡した場合

6. 当施設のサービスの特徴等

(1) 運営の方針

- ①介護保険制度の効率的な活用を図る。  
②親しまれ、利用し易い施設を目指す。  
③地域福祉の拠点を目指す。

介護保険法第 87 条に示されている、指定介護老人福祉施設の基準に則り、入所者の心身の状況等  
に応じて適切なサービスが提供できるように努め、更にサービスの質の評価により常に入所者の立  
場に立って業務をすすめて参ります。

又、担当する職員については、資質の向上を図るため、常に研修に心掛け最新の技能の取得に心掛  
けます。

(2) 施設利用にあたってご留意いただく事項

- ①面会 原則 10:00～11:30・13:00～16:00 面会簿のご記入をお願いします
- ②持ち込み 生ものはご遠慮下さい。その他は、ご相談下さい。
- ③外出・外泊 届出により可能です。
- ④金銭、貴重品の管理 入所者の希望により管理委託を受けます。

7. 損害賠償について（契約書第 12 条参照）

事業者において施設の責任により代理人又は入所者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。第 9 条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、代理人は入所者に落ち度が認められる場合や入所者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合などには、損害賠償責任を減じることができるものとします。

8. 事故発生時の対応

施設は、入所者に対する指定介護老人福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の代理人等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

施設は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

9. 緊急時の対応方法

入所者に容体の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族等へ速やかにご連絡いたします。

緊急連絡先	氏名	
	住所	
	電話番号	
	続柄	

10. 非常災害対策

- ・災害時の対応 防災マニュアルに基づいて対応
- ・防災設備 防災基準に則して整備
- ・防災訓練 年 3 回（夜間想定含む）
- ・防火管理者

11. 安全管理対策

安全管理委員会を年 2 回以上開催し、当施設の安全対策を協議・検討致します。協議内容については、記録を整備いたします。なお、入所者に対する指定介護老人福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者及び代理人等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、事故の状況及び事故に際して執った処置については、記録を整備いたします。施設は、サービスを提供するにあたって、施設の責任と認められる事由によって入所者に損害を与えた場合には、速やかに入所者の損害を賠償します。

12. 身体拘束廃止対策

身体拘束廃止委員会を年 2 回以上開催し、当施設の身体拘束の状況を協議・検討し、廃止へ向けた取り組みを行います。協議内容については、記録を整備いたします。施設は、入所者又は他の入所者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、入所者に対し、隔離、身体拘束、薬剤投与その他の方法により入所者の行動を制限しません。

13. 人権擁護対策

人権擁護対策委員会を年 2 回以上開催し、当施設の人権擁護を協議・検討いたします。協議内容については、記録を整備いたします。

14. 褥瘡防止対策

褥瘡委員会を年 2 回以上開催し、当施設の褥瘡対策を協議・検討し、その効果的な推進を図り、予防

と治療を行います。

#### 15. 感染症対策

感染症対策委員会を年2回以上開催します。感染対策委員会では、感染症に対する予防対策を協議・検討し、感染源の隔絶、除去及び感染経路の社団に取り組み、安全な生活環境の構築に努めます。

#### 16. 提供サービスに関する相談・苦情の受付

##### ①当事業所窓口

○当事業所の介護老人福祉施設に関するご相談・苦情についてのご相談・苦情を承ります。

サービス相談窓口 責任者 今関 勇太  
担当部署 特別養護老人ホーム長柄園従来型  
電話 0475-36-3377

##### ②その他公的機関

○当事業所以外に、下記の窓口等において当該相談・苦情の申し出ができます。

- ・市町村名 長柄町  
担当窓口 長柄町役場 健康福祉課  
電話 0475-35-2414
- ・千葉県国民健康保険団体連合会  
所在地 千葉県千葉市稲毛区天台 6-4-3  
担当窓口 介護保険課 苦情処理係  
電話 043-254-7428  
F A X 043-254-7401  
受付時間 午前9時00分～午後5時00分  
土・日曜日、国民の祝祭日、年末年始を除く
- ・千葉県運営適正化委員会  
所在地 千葉県千葉市中央区千葉港 4-3  
担当窓口 福祉サービス利用者サポートセンター  
電話 043-246-0294  
F A X 043-246-0298

令和 年 月 日

介護老人福祉施設入所にあたり、入所者に対して重要事項説明書に基づいて重要な事項を説明しました。

#### 施設

事業者名 特別養護老人ホーム長柄園従来型  
所在地 千葉県長生郡長柄町徳増字宿 659 番地 1  
法人名 社会福祉法人 恵洋会  
代表者名 理事長 山本 宗大 印  
説明者 印

私は重要事項説明書により、施設から介護老人福祉施設についての重要事項の説明を受けました。

#### 入所者

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

#### 代理人

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印